

## 第 13 回 地方分権改革有識者会議 議事録

---

開催日時：平成 26 年 5 月 16 日（金） 17：30～20：05

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 6 階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、勢一智子、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、伊藤忠彦内閣府大臣政務官、末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

地方分権改革の総括と展望（最終取りまとめ）について（地方六団体ヒアリング、提案募集方式の概要の報告、最終取りまとめに向けた議論）

---

（神野座長） それでは、ただいまから地方分権改革有識者会議の第 13 回会合を開催します。

本日は大変お忙しいところ、御出席くださいましたことを深く感謝申し上げます。

さらに、後ほど御紹介申し上げますが、本日のヒアリングのために、地方六団体の皆様方がおいでくださっています。

また、新藤大臣は遅れていらっしゃるようになっておりますが、大臣、伊藤政務官に御臨席いただいております。重ねて御礼を申し上げます。

それでは、早速、議事に入りたいと思っておりますが、本日は柏木議員、後藤議員、白石議員が所用のため御欠席との御連絡を頂戴しております。

本日の会議は「地方分権改革の総括と展望（最終取りまとめ）について」という議題一つですが、初めに地方六団体の皆様方からヒアリングさせていただき、その後、事務局から提案募集方式の概要を報告いただいた後、最終取りまとめに向けた議論をしていただきます。

それでは、ただいまから地方六団体からのヒアリングをさせていただきます。

本日は、全国知事会から栃木県の福田富一知事、

全国市長会から東京都立川市の清水庄平市長、

全国町村会から新潟県聖籠町の渡邊廣吉町長、

全国都道府県議会議長会から青森県議会の阿部広悦議長、

全国市議会議長会から神奈川県横浜市議会の佐藤祐文議長、

全国町村議会議長会から香川県直島町議会の蓬清二議長 においでいただいております。

よろしく願いいたします。

それでは、最初に皆様方から順番にお話を伺いたいと思います。大変恐縮ですが、全て合わせて 30 分程度でまとめていただいて、その後、30 分程度の意見交換をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、福田知事からお願いします。

(福田知事) 皆様こんにちは。栃木県知事の福田でございます。

古川佐賀県知事を初め、有識者の皆様方には精力的にお骨折りをいただいておりますことに、御礼と感謝を申し上げます。全国知事会を代表しまして、地方分権改革の目指すべき方向等について御説明いたします。

資料 1 の栃木県提出資料 2 ページを御覧ください。

本日のテーマとして、記載の 3 点について御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。まず初めに、栃木県におけるこれまでの地方分権改革の成果の活用について、簡単に御説明申し上げます。

1 点目は、義務付け・枠付けの見直しについてです。見直しに伴い、例①に記載しましたように、園路、休息所、休憩所などの公園施設のバリアフリー化に関して、本県独自の基準を設定しました。このように地域の実情に応じた基準の設定が可能となった事務については、住民サービスや安全、安心対策の向上を図ることができました。

2 点目は、基礎自治体への権限移譲についてです。私は知事に就任して以来、市町村重視の県政運営に努めてきましたが、特に市町村への権限移譲を積極的に進めております。現在 119 法令、1,993 件の事務を移譲しており、全国ランキングで 8 位ぐらいに位置づけられていると思います。

例えばパスポートの申請受理等に関する事務を県内全市町に移譲することで、手続のワンストップ化による住民サービスの向上が実現しております。従来、県で担っているときには 10 日ほどかかっていましたが、現在は 6 日ですので、約 4 日間短縮ができています。

3 点目は情報発信ですが、私は地方分権改革を進めるためには県民にその意義や取組を理解してもらうことが不可欠であると考えていますので、平成 21 年度から県内各地で「地方分権・地方自治フォーラム」を開催するなど、県民の理解促進に積極的に取り組んでおります。

4 ページ、第 4 次一括法案等について申し上げます。

国から地方への権限移譲等を内容とする第 4 次一括法案が今国会で審議されていますが、早期の成立により地方分権改革がさらに進展するよう期待いたします。また、国から地方への事務・権限の移譲が円滑に進むよう、確実な財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施及びマニュアルの整備等に関する具体的な検討と、調整を早期に進めてほしいと思います。

直轄道路・河川につきましては、現在、国と各都道府県との間で個別協議が進められて

いますが、これは必要な財源措置が講じられることが大前提となります。昨年12月の閣議決定において明記されました財源措置が確実に講じられるよう、強く願いたいと思います。

5ページ、今後の地方分権改革の目指すべき方向についてですが、地方分権改革につきましては、平成5年の衆参両院における地方分権の推進に関する決議から20年、第1期、第2期の改革を通じて一定の前進が見られたところですが、しかしながら、権限移譲などの改革はいまだ道半ばです。また、地方の自立に必要な税財源の充実についても、残念ながら満足できるものではありません。地方が自らの判断と責任において、住民や地域のニーズに応じた施策を推進できる真の分権型社会の実現に向け、4点申し上げたいと思います。

1点目は、国と地方の役割分担の見直しについてです。人口減少、超高齢社会を迎え、今後、社会保障経費の更なる増大が避けられない中、国と地方の行政の重複をなくし、簡素で効率的な行政の仕組みを構築しなければなりません。そのためには地方が担えることは地方に任せ、国は外交・防衛などの国家の存立にかかわる分野に集中するなど、国と地方の役割分担をさらに徹底して見直していくことが必要です。見直しに当たっては住民に身近なところ、すなわち市町村に権限を集約することを基本とすべきです。

2点目は、規制緩和、義務付け・枠付けの見直しについてです。見直しの実施率は、勧告で見直すべきとされた項目の74%となっておりますが、その内容を見ますと例えば福祉施設に配置する職員数、設備などについて「従うべき基準」が多用されており、地方の裁量が拡大していない実態があります。「従うべき基準」は真に必要な場合に限定し、地方の裁量が拡大するよう、見直しの質を高めていく必要があるということを強く申し上げます。

新たな手法として、提案募集方式の実施方針が、先日、地方分権改革推進本部において決定されました。いよいよこの20日から募集が開始されます。地方の発意に根ざした更なる改革の進展を図るためにも、全国知事会としても積極的に提案を行っていきたく思いますので、御支援をお願いします。

3点目は、地方税財源の充実強化についてです。真に自立した地方をつくるためには、その役割に見合った地方税財源の充実強化が大前提であり、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税財政制度の構築とともに、あわせて地方交付税の安定的確保が必要です。

なお、これに関連して、現在、法人実効税率のあり方について政府の税制調査会の下に設置された専門委員会等において検討されているところですが、地方の歳入への影響についても十分考慮願いたいと思います。

6ページ、4点目として、重要な政策分野に関する改革について申し上げます。

まずはハローワークの地方移管についてです。昨年12月の閣議決定を受け、ハローワークの求人情報の地方自治体へのオンライン提供が、今年9月から開始され、本県におきましても産業部門、福祉部門での活用を予定しております。この点につきましては一歩前進と評価したいと思いますが、ハローワーク特区等の成果を検証し、基本的にハローワークについては地方移管を進めるべきだと考えます。

2つ目は、農地転用の許可権限の移譲についてです。これについては地方分権改革有識

者会議に農地・農村部会が設置され、精力的な議論がなされているところですが、地方六団体においても「農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ、この夏を目途に古川議員などに取りまとめてもらう予定になっております。優良農地の確保と地域経済の活性化を両立させるためにも、地域の実情を把握している地方へ農地転用に関する事務・権限を移譲すべきであると考えております。

全国知事会としましても、真の分権型社会の実現に向けまして、引き続き積極的に取り組んで参ります。有識者会議の皆様方におかれましては、ぜひとも御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

以上で私からの発言を終わります。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて全国市長会から清水市長、お願いします。

(清水市長) 全国市長会で地方分権改革検討会議の座長を務めております、立川市長の清水と申します。

このたびは都市自治体の意見を聞いていただく場を設けていただきまして、心から感謝申し上げます。

時間の関係もありますので、立川市における実情も含め、ポイントを絞って発言させていただきます。

まず、第4次一括法案に関しましては、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、確実に取組を進めていただき、新藤大臣を筆頭に、地方分権改革有識者会議の神野座長を始めとする関係者の皆さんに、心から敬意を表する次第です。

政府におかれましては、地方公共団体が円滑に事務を執行できるよう、十分な財源措置を講じていただきますとともに、マニュアルの整備や研修など、必要な支援を確実に行っていただきますよう、引き続きのお力添えをお願い申し上げます。

さて、地方分権改革有識者会議におきましては、昨年12月に「地方分権改革の総括と展望(中間取りまとめ)」を作成されました。これまでの分権改革を振り返り、立川市における事例を1つ申し上げます。

第2次一括法におきまして、駐車場法における路外駐車場設置に関する事務・権限が移譲されました。これは500m<sup>2</sup>以上の駐車場を整備する際などに届出をしていただくものですが、この事務が移譲されたことにより、大規模な駐車場について計画段階からその実情を把握することができるようになりました。これによって交通の流れの変化を予測することが可能になり、本市が抱える交通渋滞問題について、関係者との協議や必要な対策の検討などが事前にきめ細かく行えるようになりました。このことは本市にとって非常に重要なことです。事実、先月、市内にスウェーデンの大型ショッピング施設がオープンをしましたが、こうした事前の対策の効果もあり、今のところ大きな混雑、混乱なく対応できております。これは住民の皆さんの安心、安全に結びついているものと実感をしているところです。

我々地方公共団体としましては、これまでに移譲された事務・権限や義務付け・枠付けの見直しが図られた事項を使いこなしまして、地域の課題解決や行政サービスの向上にいかに関わりつけていくかが、今後重要であると感じています。

次に、中間取りまとめの個別の箇所につきまして申し上げます。

今後の地方分権改革の進め方としまして、提案募集方式及び手挙げ方式の導入が掲げられており、既に事前の相談が開始されております。今月 20 日から募集を受けつける運びとなっておりますが、こうした新たな方式を効果的に進めるための方策について、全国市長会事務局を通じてアンケート調査を実施いたしました。その結果をかいつまんで申し上げます。

資料 2 を御覧ください。時間の関係もありますので、下線部分のみを発言させていただきます。

まず、提案募集方式についてですが、過去に検討されたものの、実現に至らなかった事項についても幅広く受け入れ、できる限り反映させていく仕組みにしていきたいと存じます。また、既存の制度に対する改革度合いが大きいほど採択されにくいことが懸念されますので、制度の所管省庁での検討にとどまらず、第三者機関等において提案の妥当性の検討をすることを求める意見や、提案の採否について各府省の見解を公表するなど、進捗状況を含めた経過を示していただきたいといった意見などが出されました。

次に、手挙げ方式につきましては、移譲対象の事務について指定都市、中核市などといった区分だけでなく、10 万都市、5 万都市といった区分により、事務ごとの受け皿の目安を示すと効果的ではないかといった意見や、手挙げ方式で移譲が一定割合進んだ場合に、全ての団体に移譲する方策が必要といった意見が出されました。

また、手挙げ方式のための検討材料として、事務の詳しい内容や必要な人員、メリット、費用などの情報を求める、あるいは移譲に伴う人的支援及び財源措置が必要不可欠といった意見などが出されました。こうしたことから、政府におかれましては、既存の制度に対する改革度合いの大小にかかわらず、丁寧に議論を進めていただき、個々の提案が着実に改革に結びついていくような実効性ある方式となりますよう、地方分権改革推進本部の本部長でいらっしゃいます安倍総理大臣あるいは新藤大臣の御決意を、しっかりとお示しいただきたいと思っております。

中間取りまとめの内容に戻りまして、具体的な改革の目指すべき方向としまして、重要な政策分野に関する改革の推進が掲げられております。この部分におきましては土地利用分野における農地制度関係についてのみ述べさせていただきます。長年の懸案であります農地転用に係る事務・権限等につきましては、現在、地方六団体のプロジェクトチームにおいて議論を深めており、総合的なまちづくりの観点から、今後、意見集約を図りたいと考えている状況です。

最後に、前回 4 月 2 日の有識者会議において、地方分権改革の実態調査結果の全容が明らかとなりました。この中で今後の地方分権改革の課題としまして、市町村から体制整備

や移譲に伴う財源措置などの意見が多数示されております。この点につきましては先ほど述べさせていただきましたアンケート調査結果においても、多くの自治体から意見が出されていた事項です。

立川市におきましても、基礎自治体への具体的な権限移譲が示された平成 22 年度以降、取り扱い業務が拡大する一方で、体育館、図書館、児童館等への指定管理者制度の導入や、市立保育園の民営化移行、看護専門学校の開校、PFI 方式による学校給食共同調理場の開設など、さまざまな取組による効率的な行政運営を進め、職員定数を 1,192 人から 1,096 人と、5 年間でおよそ 100 人削減してきました。立川方式として様々なメディアでも注目されました特定規模電気事業者との電力供給契約では、5 年間で約 1 億 6,000 万円の電気料金節減効果を生み、他市の取組にも影響を与えたと思っています。

また、歳入確保の面では、さまざまな媒体での広告料収入やネーミングライツの導入のほか、市民の痛みを伴う国民健康保険料の見直しなど苦渋の選択を行い、財源確保に取り組んでいるところです。

我々地方公共団体としましては、引き続き行財政改革を実施していくことはもとより、今回の提案募集方式を活用しまして、事務負担の軽減につながるような提案も行っていくことができると考えています。

政府におかれましても、これまでの分権改革によって移譲が行われた事務・権限を地方公共団体が円滑に執行できるよう、研修や相談体制の整備、移行期における都市自治体への職員派遣など、人員の確保を含む執行体制の確立に資する支援を確実に講じていただきたいと存じます。

加えて、「個性を活かし自立した地方をつくる」ためには、国と地方の税財源の配分を役割分担に見合った形で見直すと同時に、地方交付税について所要の総額を安定的に確保していただくなど、地方税財政の充実強化につきまして強力に推進していただきますようお願い申し上げます、私からの発言とさせていただきます。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、全国町村会から渡邊町長、お願いします。

(渡邊町長) 全国町村会の行政委員会の委員を務めております、新潟県聖籠町長の渡邊と申します。

本日は地方分権改革有識者会議におきまして、町村会を代表して発言する機会をいただき、大変感謝しております。

これまでの間に私ども町村サイドにおいては、どちらかと言うと地方分権について、なかなか肌で感じられないような面も多々あったわけですが、ここに来て町村の住民と向き合いまちづくりを考えた場合、ようやくそれぞれの地方の独特な現状に合わせたまちづくりの方向性がある程度見えてきたと考えます。今日に至っては、提案募集方式もしくは手挙げ方式が有識者会議で示されて、これから実際の運用が始まるわけですが、町村は規模が限られていたり、人口、財政力の問題等々、多様な形があります。

そのような現状ですので、全国町村会を代表して申し上げると言っても、私からは特に私どもの町の現状を申し上げながら、今後の議論の糧としていただければ大変有り難いと思います。

このたびの中間取りまとめでは、「個性を活かし自立した地方をつくる」こととして、このミッションを通じて住民が享受する豊かさを求めております。また、計画推進に当たっては重要事項として、1つは住民の思いを大切にすること。2つ目としては、私ども自治体の考え方を汲み取っていただくこと。3つ目は金融、経済、景気等を含め、国全体が厳しく、地方交付税の総額が削減されたり、地方、特に町村はなかなか厳しい情勢にあります。このような中、地方が元気にならないと、国全体の元気につながらないわけですので、そのあたりのことが中間取りまとめで掲げられたことは、全国町村会としても大変心強い限りです。特に先ほど申し上げたように、提案募集方式の導入や手挙げ方式の導入などは、多様性を持つ町村にとっては大変有り難いことだと感謝しております。

資料3を御覧ください。2ページから3ページ目に記述しておりますが、特に豊かさについては何を選択していくかで独自のまちづくりの方向性が変わってきます。第1次、第2次の分権改革では上下・主従から対等・協力の関係へ、また、国の機関委任事務の廃止、義務付け・枠付けの見直しなどで、大変大きな成果を上げてきております。

町村にとっては、多様性と重ね合わせて考えますと、提案募集方式や手挙げ方式の導入が、本当に有効的な手段であると考えます。特に、個別案件ごとに検討がなされますと、スピード感を持った、住民が望むまちづくりが可能になってくるのではなからうかと考えております。そのことを4ページ目に箇条書きで書かせていただいております。

5ページから10ページまでは、本町特有の個別事項を紹介させていただきました。時間の関係もありますので例①について、簡単に御説明申し上げます。

5ページをお開きください。私どもの町は日本海側に面しまして、政令市の新潟市のすぐそばであります。ですからいわゆる都市圏域としても新潟市と聖籠町というのはつながっておりますし、教育、医療、交通体系もみんな一緒です。そのような中で新潟市と聖籠町にまたがる新潟港は、新潟市側の西港区が信濃川河川港で、聖籠町側の東港区が物流のために開発された掘り込み式の港です。開発開始から既に45年たっており、この間に同じ都市圏域ということで用途区域の線引きによって、市街化区域と市街化調整区域とが都市計画決定されております。それから時代も推移し、町も大きく変貌してきました。

そのような中、町としては市街化区域の変更を行いたいところですが、大臣の同意、県の許可とハードルが非常に高く、可能性はほとんど考えにくい状況です。なぜかといいますと、政令市の新潟市と接して、市街化の都市計画区域がそこに一緒に抱き込まれているわけですから、私どもの町の都市計画の線引きの見直しとか、我々独自のことを主張しても大きなエリアの中に飲み込まれてしまうということがあります。ですからいくら私が町長として聖籠町のことを考えて、いろいろなことを行おうとしても、大きな枠の中で縛られてしまって、ハードルが非常に高くなっています。現状においては開発行為の関係につ

いても一応、我々のほうに権限が移譲されておりますが、まだ県がそれに対して大分干渉するといいますか、県の審査を通らないと、私が権限を持っていても町長の判子を押せないというルールになっていて非常にやりづらい状況です。こうしたことが、独自のまちづくりを行う中で大きな障害になっているわけです。

そんな中で今、私どもは町の役場を含む中心エリア全体について、市街化形成しつつあるわけですが、市街化を促進する地域としてこの地域を特定し、それを県に容認していただき、理解を得ながら、承認された部分については、ある程度時間を短縮しながら容易な形で県の開発審査に対応するということが最近はできるようになってきております。ところが、現実ではまだまだ厳しい情勢にあります。そのような状況の中で手挙げ方式は、個別事案の対応も可能ですので、我々にとっては大変有り難い限りです。

また、8ページに記載しておりますが、複数の市町村にまたがっていることもあるので、お互い検討し、対等な立場で公開の協議の場を設定できるようなことも提案する必要があるのだろうと考えています。

あとは義務付け・枠付けと若干性格は違うのですが、国から町村に依頼される事務で、さまざまな調査、報告がありまして、その対応だけでも非常に厳しい状態です。

職員の定員管理をし、行政改革で職員の削減等を行っている中でこういう多様な形での調査、報告が、私どものほうにフィードバックされ、それをまた我々が生かしたり、国や県の政策に生かせるものであればわかるのですが、ただ取りっぱなしであって、国の機関の統計資料にされるだけのものも多々あるわけであります。

我々は職員が限られておりますので、事務量からしますと非常に厳しい状況があります。大変僭越なのですが、ここに来る前に我が町の実態ということで、各課に照会して、勝手ながらつくってみました。詳細を検証して作成したものではありませんので、あくまでも参考に添付させていただきましたので、後ほど御覧になっていただき、またこういう実態があるのだなと知っていただければと思います。各省庁も様々な考えがあって行っていますし、県からの照会も含みますが、私どもとしては疑問を持つものも結構あるという実態を御理解いただきたいと思います。大変一方的な考えを申し上げて恐縮ではありますが、有識者の先生方におかれましては、なお地方のために頑張ってくださいたいということをお願いして、終わります。

(神野座長) どうもありがとうございました。

引き続き、全国都道府県議長会から阿部議長、お願いします。

(阿部議長) 全国都道府県議会議長会副会長をしております、青森県の阿部です。

これまでの地方分権改革につきましては、数次にわたる委員会勧告を経て、今回の第4次一括法により一区切りするわけですが、これまでの関係者の御努力に深く感謝申し上げる次第です。特に議会関係では通年会期制度の導入や、議員定数の法定上限の撤廃、複数常任委員会への所属制限の撤廃などを実現していただきました。こうした改正を受け、それぞれの議会が議会基本条例を可決するなど、議会の改革に取り組んでいるところです。

このたび、地方分権改革に関する提案を地方から幅広く募集する提案募集方式を導入することですが、これにより地方自治の現場から新たな視点で地域の実情に応じた提案がなされ、更なる分権改革の推進につながるものと期待しております。

いわゆる手挙げ方式につきましては、地域によって事情が異なりますので、条件の整った団体に先導的役割を果たしていただければ、より地方分権の動きが広がるのではないかと考えておりますので、我々としても積極的に取り組みたいと考えております。

議会の政策立案機能の強化については、住民意思を踏まえ、今後もより高める必要がありますので、議会改革に努めてまいりたいと考えております。

最後に残された課題としては、議会関係ではかねてから要請しております議長への議会招集権の付与、議員の法的位置づけの明確化、地方議会が議決した意見書に対する関係行政庁の誠実回答の義務付けが挙げられます。地方からは何本も意見書等が提出されておりますが、意見書への誠実な回答の義務付け等、今後の課題の解決についてもよろしくお願い申し上げます。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

引き続きまして、全国市議会議長会から佐藤議長、お願いします。

(佐藤議長) 全国市議会議長会の会長を仰せつかっております佐藤でございます。

各団体が言っていることは共通することが非常に多いので、私からはかいつまんでお話をさせていただきます。

総括としては地方分権の推進に関する決議以降、着実に進んだという点は皆さんと同様、評価しているところです。特に議会関係では、議員等による議案提出要件の緩和によって、議員あるいは委員会からの政策的条例の提案が増加しました。横浜市の例を申し上げますと、昭和 58 年から平成 11 年で 0 件であったものが、平成 12 年から 18 年度で 3 件、そして 19 年から 26 年度は 17 件の提案がなされたところです。実は本日も本会議がありまして、3 件の議員提案の条例を上程し、委員会に付託してきたところです。今後も活用が図れるようにしたいと思っております。

提案募集方式の運用に当たっては言うまでもなく、基礎自治体の意見をしっかりと聞いていただければと思っております。

今後の分権改革については、常々申し上げております国から地方への事務・権限の移譲のほか、都道府県から市町村への権限移譲につきましても、基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえ、検討していただくようお願いしたいと思いますし、特に特別自治市など多様な大都市制度につきましても、この改革が着実に前進するように、私どもとしては期待しているところです。

なお、横浜市と神奈川県では平成 24 年から二重行政の解消に向けた意見交換を行っておりまして、24 年から 25 年にかけて 8 回の実績があります。これは副知事、副市長が出席し、子育て支援分野、義務教育分野、都市計画・土木分野、福祉・保健・衛生分野といった各行政分野についてさまざまな議論をするような場も設定しているところです。

最後になりますが、地方議会の権能強化。これについては権限の移譲に伴い、基礎自治体の自己決定権がますます拡充してきているところであり、そのような中で監視機能や政策決定、政策提言など、地方議会が果たす役割は大変大きくなってきているところです。この住民の付託に応えるためにも、ぜひ自主性、自立性をより高め、地域の実情に応じて権能を行使できるように、地方自治法を初めとする諸規定のさらなる見直しを行っていただきたいということを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

引き続きまして、全国町村議会議長会から蓬議長、お願いいたします。

(蓬議長) 全国町村議会議長会の会長をしております、香川県直島町議会の蓬でございます。

本日は、発言の機会をいただき、感謝申し上げます。

重複する部分もございますが、私からも幾つか申し上げたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、これまでの政府の取組や委員の皆様方の精力的な御審議に感謝申し上げますとともに、現在、国会において審議中の第4次一括法案の早期成立に期待をしているところです。

次に、今後の改革の進め方として提案募集方式、手挙げ方式の導入が重要な手法であるとされております。特に提案募集方式ですが、これまでも地方分権改革推進委員会や有識者会議ヒアリング等におきまして、地方六団体を中心に地方の意見を述べてきたところですが、さらに地方自治体からの個別の提案が可能となるものであると理解しています。せっかくこういう提案の機会をいただいても、国の行政機関が真摯に地方の意見を聞き、検討するという姿勢がなければ何なりません。したがって、この会議において国の機関に対する積極的な要請・指導、また提案に対しまして、適切に最後までフォローをしていただきたいと存じます。

次に、財源についてですが、地方分権改革の目指すべき方向は着実な国と地方の役割分担の見直しであると思っております。現下の地方財政は大きな財源不足になっていることは既に承知のとおりですが、総務大臣におかれましても御苦労いただいております。年末の地方財政対策に一喜一憂しているところであります。この会議におきまして財源配分までは扱わないという話もありますが、このような状況下で地方公共団体が期待された役割を全うするためには、その役割に付随する財源を適切に確保してもらわなければなりません。ぜひ財源配分の方向性、考え方についても御議論いただきたいと思っております。

最後になりますが、今、与党内におきまして道州制に関する法案が今通常国会の提出に向けて議論されているところですが、私どもとしては断固反対の立場を続けておりまして、その旨、要請も行っているところです。私どもの主張は、多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の力を伸ばしていくことが国力の増進になる。今、行うべきことは道州制の導入ではなく、地域の自主性を高めることを主眼とする地方分権改革を強力に進めていくこと

がまず先決であります。着実かつ確実に地方分権を進めていくことにあると思っておりますので、皆様方のお力添えをぜひお願い申し上げます。

少し長くなりましたが、私からの意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

地方六団体の皆様方からは、実情を含めてさまざまな点から貴重な御意見を頂戴しました。それでは、意見交換に移りたいと思います。議員の皆様方から何か御意見、御感想はありますか。森市長、いかがでしょうか。

(森議員) 先ほど福田知事がおっしゃいました参酌基準について、参考にしてくださいという水準ではなくて、いわば義務化されたような運用になっていたり、権限が移譲されているけれども、相変わらず協議が必要とか、そういう類のものがまだまだあるのだろうと思うのです。つまり、制度として移譲は済んでいるけれども、実態として動いていないというものが多く個人的には思っていますが、いかがでしょうか。それは地域的なものなのか、全国的にそういう理解で正しいのかということなどについて、御意見いただければと思います。

(福田知事) 先ほど申し上げしましたように、義務付け・枠付けについては74%しか見直されていない。その中でも「従うべき基準」が多用されていて、地域の独自性が発揮できない。これを今回、提案募集方式でキャッチボールをする中で、なぜ国はできないのかという点が、恐らく明らかになってくるのだと思います。このような過程で、この「従うべき基準」から自分たちのやりやすい、地域の特性を活かした行政ができるような仕組みに改善していければよいと思っています。

最後に一つ例を挙げさせてもらいますが、県は、条例で日光市に動物の死体の収容に係る権限を移譲しました。今、日光市は年間400頭ぐらい動物の死体を収容しています。動物の死体というのは県全体ですと、ほとんどネコなのですが、日光市はハクビシンとタヌキなのです。それがいろは坂などで死んでいるわけです。観光客が来たときに景色を楽しむどころか、タヌキの死骸なんかを見ていたのでは観光にならないということもあって、やはり県の保健所から職員が行って死体を収容するよりも、市役所の一番近い支所が行ってやったほうが、すぐにきれいに片付けられるわけですから、そういう点では地域の独自性を発揮するためには、分権が非常に必要だと言えらると思います。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかいかがですか。よろしく申し上げます。

(小早川座長代理) 今、タヌキとハクビシンの話が出ましたが、最初の福田知事のお話の中でも事務処理特例制度にかなり触れられました。これは第1次分権改革でできた制度で、全体としてはかなり活用されていると思うのですけれども、今のお話も含めて県によって随分差があるようにも聞いていますし、データでも出ています。制度自体に何か改善

すべき点があるのか、また、使いにくいような部分や改善すべき点があるのか。その辺りをこの機会に福田知事にお伺いしたいです。

たしか渡邊町長さんもこれに触れられましたが、受け取る側から見てどうかということもあると思います。お教えいただければと思います。

(神野座長) いかがでしょうか。

(福田知事) 与えられた条件の中で最大限、県、市町村も含めて、規制緩和、権限移譲を有効活用していくということだと思います。今後、提案募集方式や手挙げ方式が始まるわけですから、使い勝手の悪いところ、あるいは新たに領域を拡大してほしいところについては、県としても市町村と連携をしながら国に意見を申し上げていきたいと思っています。

先生の御質問に的確に答えられていないかもしれませんが、もう少し地域に独自性を持たせてほしいということが結論だと思います。

(神野座長) 渡邊町長、お願いします。

(渡邊町長) 受け取る側のお話ですけれども、新潟県の場合を申し上げますと、今の知事が市町村に対する権限移譲を推進してくれています。その中で市町村それぞれの実態に即した形で全市町村に移譲すべきもの、またはそれぞれの市町村の実態に応じて移譲すべきものかということ、選択的な形で移譲してくれています。

事務処理特例制度の場合は、例えばパスポートの発行事務等については住民サービスの行使に非常に有益に働きます。現実には住民の皆様方は市町村の窓口に来てパスポートを受け取れることで、ある程度市役所、町村役場を身近な行政サービスの提供の場として捉えてくれる。ただ、いくら県からの権限移譲でも、例えば今、動物の死体の処理の話がありますけれども、確かに地元で我々は一番処理しやすい立場にあるのですが、例えば死体の処理室を持っていないなど、実態にかみ合わない場合もあります。

そして、県からの移譲が有益なのか有益でないのかという点について、なかなか住民が判断できないものもあります。ですから無用な形で過重な仕事が増えるようなものについては、県から権限移譲の話があったとしても、町村の場合はなかなか有り難く受け取らないという実態があることも確かです。

以上です。

(神野座長) あとは、いかがでしょうか。

(小早川座長代理) もう一つよろしいでしょうか。清水市長のお話というか、全国市長会の資料の中にあって関心を持ったのですけれども、特に手挙げ方式の場合について、市の人口区分等のきめ細かい区分の目安が移譲対象の事務ごとに示されているといいというアンケート調査の回答がありました。その趣旨を伺いたいのですけれども、例えば誰が目安をつくるのかということも含めて、少し補足していただくと有り難いです。

(清水市長) 例えば都市部の10万人規模の自治体と、地方の10万人規模の自治体では住民サービスの中身が丸きり違うのです。ですから一律に指定都市、中核市とかいう区分け方ではなくて、人口5万人とか10万人という、自治体が持っている特性に合わせたよう

な事務を選べるような方法にしてほしいというのが根底にあります。

(神野座長) よろしいですか。どうぞ。

(小早川座長代理) 本当に移譲することが適切な性質の事務もあるし、地域のいろいろな状況もある。そのマッチングですね。そこをきめ細かくやっていくべきだというのはおっしゃるとおりだと思うのですが、目安という言葉を使っておられたものですから、何かその場合の標準になるような考え方なり観点なり基準なりというものをお考えなのかなと思ったものですから。

(清水市長) それについては具体的にまだ煮詰めはしていませんけれども、地方の個性ある実情を踏まえた中で進めてほしいという一例で5万とか10万とか、そういう表現になっております。

(小早川座長代理) わかりました。

(神野座長) 勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) 貴重なお話をありがとうございました。

1つ感想としまして、聖籠町の渡邊町長さんから御提示いただいた資料では、実際に国からの調査、照会でどの程度の行政コストがかかっているかという点ですとか、各種計画を策定するに当たり、どの程度コストをかけているのかについて整理されています。このような観点は、これから本当に必要な業務を考えていく上で大切なのではないかと実感いたしました。多くの自治体が行政改革で運営効率化を一生懸命図ってきているところですが、まだこういうところに検討の余地があるということを勉強させていただきました。ありがとうございます。

もう一点、アイデアをいただきたいと思ったのは、広報についてです。先ほどからパスポートの件ですとか、タヌキ、ハクビシンの話を御紹介いただいて、地方分権の成果として住民が実際に便益を受けているところですが、恐らく一般の住民の方々は、これが分権の成果だとは感じていないのではないかと感じております。そういう意味ではこれから分権を進めていくに当たって、国としてどのような形で広報し、アピールしていけばいいのかは課題であり、何かアイデアがございましたら御教示いただければと存じます。

(神野座長) これはどなたからでも構いません。何かありますか。

(福田知事) そこが一番の課題で、地方分権について、国民あるいは住民の関心は非常に薄いのです。例えばパスポートは10年に1回の話ですから、10日間で6日間になって4日短縮になっても、「のど元過ぎれば」になってしまっていると思います。それから、いろいろな許認可についても代理人が入っていますので、専門職の方は変化がわかるかもしれませんが、住民となりますと実感がありません。したがって、効果を実感できるようにすることが分権についての意識を高めていくことにつながると思います。どうやってそれを国を挙げてやるかということが、これからの分権改革の成否につながるのだと思います。

我々は自分たちでできることはフォーラムなどを通じて行っていますけれども、それとてごく一部の参加者しかいないわけですから、国を挙げて、こういうふうに行行政サービス

が高まって便利になるんだ、そのために地方分権改革が必要なんだということをもう少し盛り上げていく役割が、国にも地方にもあるのかなと思います。

（神野座長） ありがとうございます。

谷口議員、いかがですか。

（谷口議員） 東京工業大学の谷口と申します。本日はお忙しい中、貴重なお話を聞かせていただきまして、誠にありがとうございました。

私も今、勢一先生が言及されておりました新潟県聖籠町の行政に関する作業コストを計算された事例が非常に勉強になりました。

これは単純な質問なのですが、策定している各種計画に関して必要な人員が1,800人日であるとか、あるいは国からの調査、照会事項の対応が656人日とのことですが、これは単純に見ると、例えば3人の方が専従しているとできそうな感じなのですが、それは聖籠町にとっては非常に大きな行政コストということでしょうか。

（渡邊町長） 資料の11ページを見ていただきたいと思います。ここに例⑤として国からの調査・照会事項、計画策定について参考までに記載しています。中身の検証はしていませんけれども、各所属から提出してもらったものです。私どもの役場のほうで捉えただけでも、省庁別に調査・照会事項がこれだけあって、必要な人員数としてコストがこれだけかかっているのです。

これは例えば地方交付税の算定基礎とか、検収のために必要なものや、固定資産税の土地や家屋、自治体の課税状況などを、国に報告し、検証された結果、今後の税条例などいろいろな政策上の、また、法律改正の基礎になるようなものはきちんと効果としても出ていると思うのですが、そうではない、結局一過性のものとして報告が求められたりして、結果のフィードバックがされない場合もあるわけです。

我々にとっては自分のところの住民の行政サービスの執行機関として仕事をしているわけですから、そういう調査だけがこのような形で積み重なっていくと、結果としては限られた人員の中で非常に余裕がない面が多々出てくる。そして、一方では職員の定員管理も行われ、職員を削減するという制約もあります。そういう実態があるのでこの件についてお伝えしました。もちろん、国として必要なものや、有益なものが多々あると思います。

（谷口議員） ありがとうございます。

私も国立大学にいて身につまされるのは、財政が厳しい中で、人員はもちろんのこと、いろいろなコストを削減せよと言われます。ところが、少なくなる財源を効率よく投入しようと国が思えば、セレクトするということになります。いいプランやいい機関だったらセレクトしてお金をあげましょうということになってくるので、各大学はいろいろなプランを考えて出そうとするのですが、それを用意する事務作業量が非常に多くなってしまって、全体的な仕事量が増えるという、ジレンマがあるのかなと思いました。

もう一つは、よくリーダーシップに関する研究分野で、相手が未熟なときというのは、上ががんと「やれ」と言って権威的に振る舞ったほうがよくて、一律に決めて「ついてこ

い」と言ったほうがいいのですが、相手の成熟度合いにあわせて関係を変えていかなければいけない。相手がだんだん成熟してくると、今度は並走しなければいけない。「一緒にやっっていくよ」、「困ったら助けるよ」というような並走するリーダーシップが必要で、さらに相手が成熟すると、「では任せた、好きなようにやってください」というリーダーシップが必要であると言われていています。ですから、日本の市民社会というか政治や行政が発達してくると、自治体のほうでも力が付いてきているところは、積極的に提案したい。国からすると、ばらばらにやられたらとても大変なのだと思うのです。ですから寄り添って一緒にやっっていくという段階に来たのだらうなと思います。それは住民との関係もそうです。住民も今、分権への関心がないとおっしゃっていましたが、だんだんうちの自治体は危ないんだと思ってくると危機意識が出てきて、住民もやろうとする。そうすると自治体がトップダウンではなくて、住民と一緒にやらなくてはいけないという感じになってくるのだらうなと思った次第です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

まだまだお伺いしたい点が多いかと思えますけれども、時間が押してきましたので、そろそろ打ち切らせていただきます。

御出席いただきました六団体の皆様方には、本当にお忙しい中わざわざお越しくださいますて、ありがとうございます。私どもの最終報告に向けての御期待がかなり述べられたと受け取っておりますので、私どももその期待を裏切らないように鋭意努力を続けていきたいと考えております。さらにさまざまな点で留意しなければいけない点も御指摘いただきました。心して当たりたいと思っております。

本日は、本当にどうもありがとうございました。

(地方六団体代表者 退室)

(神野座長) 次に事務局から、提案募集方式の概要の報告をいただいた上で、最終取りまとめに向けた論点整理案について説明していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(末宗次長) 最終取りまとめに向けた論点整理案についてですが、関連しますので、資料4～資料7をまとめて御説明させていただきます。

まず資料4を御覧ください。先般の有識者会議でも御議論いただきました提案募集方式について、その意見も踏まえ、その後、各省調整もいたしまして、4月30日に地方分権改革推進本部で決定いたしました。その概要について簡潔に御説明申し上げます。

まず1ページですが、趣旨の第4段落目「このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては」の次に、「従来からの課題への取組に加え」ということを書かせていただきました。提案募集方式を導入するわけですが、農地の問題や、福祉施設の従うべき基準などは、まだこれまでの積み残しの課題でもありますので、それらにきちんと対応した上で提案募集を導入しますということを書いております。

2ページの②で「委員会勧告では対象としていない事項に係る提案も対象とする」とい

うことで、義務付け・枠付けについては、例えば法定受託事務や政省令がありました、前回、補助要綱に基づく条件の見直しなども議論がありましたので、明示させていただいております。

3 ページ、前回、地方公共団体からの提案について、フォローし、磨きをかけていくべきではないか、一方で熟度の低い提案についての対応をどう整理するのかといった両方の側からの御意見がありました。それにつきましては「4 募集の方法及び時期」の②にありますように「内閣府は、募集に向けて、提案募集方式の周知及び説明を行うとともに、提案に向けた相談に応じる」とし、地方からのいろいろな相談に十分に応じることを明記させていただいております。

一方で③ですが「提案主体に対して、制度改革の必要性（制度改革による効果、現行制度の具体的な支障事例など）等を示して提案するよう求める」ということで、いろいろ相談にも応じるわけですが、支障事例や必要性などが不十分なままですとか、あるいはこれまでの閣議決定といった取扱方針と異なる提案をするようであれば、きちんと事情変更の理由などを明記する、そういう中身をきちんと提案していただかないと、国との間でしっかりとした議論ができませんので、この辺は逆にしっかりと提案を求めていく必要があるかと考えております。

ここには今、申し上げた細かいことは書いていませんが、募集要項の中にそういったことも書かせていただいております。

④ですが「募集は毎年少なくとも1回実施する」ということで、「少なくとも」という文言を入れさせていただきました。これは今年の運用上はスケジュールでも1回を想定しておりますが、例えば国家戦略特区のように地方からよい提案があれば、スピーディーに対応していく必要もあり、そういったことが安倍政権の方針でございます。したがって、最初に募集したからそれで終わりということではなくて、そういった良い提案が出てくれば、さらなる対応もあり得べしということで、このように書かせていただいております。

5の①、政府の対応です。前回も内閣府は推進役なのか行司役なのかという御質問があり、もちろん推進役なのですが、①にありますように「受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省と調整を行う。内閣府が中心となり、関係府省の回答、それに対する提案団体からの見解の提出というやり取りを重ねる」ということを書かせていただいております。その下のほうは特段変更はないので説明は省略させていただきます。

次に4 ページ、想定スケジュールです。既に開始しておりますが、5月1日から7月15日まで、地方からの相談を受け付けます。5月20日から7月15日までが募集期間で、6月30日がシンポジウムですので、その後、2週間程度募集期間を延ばしているということです。

それから、一旦地方から提案が出てきた段階で、事務方で整理はしますけれども、その段階でも有識者会議、あるいは専門部会での調査・審議ということで、有識者会議が対応する期間を広くさせていただいております。

5 ページ、今回の提案募集の回答・集計に際して、電子化の取組をすることにいたしました。従来の内閣府の地域活性化統合事務局等々の受付ですと、一旦、県に送付して県経由で市町村に周知する、あるいは回答は県や市町村から直接来て、内閣府で集計作業をしているということでしたが、今回、5 ページに青字で書いてありますが、総務省のシステムである地域の元気創造プラットフォームの一斉調査システムを活用させていただくことにしまして、これによって直接県や市町村に配信いたしました。

また、回答につきましても真ん中の絵にありますように⑤の自動集計ということで、電子化の仕組みを活用して、自動的な集計ができるようにしているということが特色でございます。

提案募集方式の概要は以上です。

続きまして資料5を御覧ください。農地・農村部会については、5月2日に再開し、第4回目を開催したところですが、真ん中にありますように農地転用の事務・権限の移譲関係と、農地の確保のための施策の在り方関係の両面を主な検討項目として進めております。

2 ページ目を御覧ください。新たに農地制度の専門家でいらっしゃる横浜国立大学大学院の高橋教授、都市計画制度の専門家でいらっしゃる東京工業大学大学院の中井教授にも加わっていただきまして、より専門的な議論をしていこうというものです。内容については時間の関係で省略させていただきます。

資料6は当面のスケジュール（案）ですが、先ほど地方六団体のヒアリングをし、この後、最終取りまとめに向けた論点整理を御議論いただきますが、その次に6月6日の第14回会合では、優良事例集などの情報発信の取組状況の御報告をした上で、最終取りまとめに向けた議論をし、本日の議論の状況によっては次回で決定まで持っていか、あるいはその状況によっては6月18日を予備として設けてありますけれども、いずれにしましても6月中には閣僚からなる推進本部を開催しまして、総括と展望の最終取りまとめの報告をし、また提案募集方式について、今後に向けての各府省への協力依頼を総理及び新藤大臣から行っていただきます。それから、ここにはまだ書いておりませんが、第4次一括法案は現在、衆議院を通過し、今度、参議院で審議することになっていますので、それが成立するとなれば、その御報告をすることを考えています。あわせて、権限移譲について、財源の話やマニュアル整備といった円滑な事務移譲についても各省庁にお願いする必要がありますので、そういったこともここでの議論になってこようかと思えます。これらを経た上で、6月30日に1つの集大成としてシンポジウムを開催するという段取りを考えているところです。

資料7を御覧ください。最終取りまとめに向けた論点整理案についてこれから御議論いただきたいと思います。これにつきましては前回の有識者会議の議論、あるいはその前に行われた地方懇談会での地方からの意見、あるいは第4次一括法案に係る国会審議でもこのような総括と展望の話が出ております。それから、先ほど申し上げました提案募集方式の本部決定など新たな動向が昨年12月の中間取りまとめ以降ありますので、そうい

った点を加えるような形で最終取りまとめをしていってはどうかと考えております。

まず1ページ目「1 今求められる地方分権改革の全体像」ですが、これは国会審議でも分権の必要性あるいは平成5年の国会決議にある、ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現という目的との関係でどうだったかとかいうような質疑もございましたので、改めて現在の我が国を取り巻く状況に即した分権改革の必要性を追記してはどうかということです。

第1パラグラフの最後のところですが、「勧告された各般の課題についても、一通り検討を行った」としました。前回、「一区切り」としていたのですが、「一区切り」とすると終わったかのようなイメージもあるので、もう少しファクトに沿った書き方にしております。その上で次の段落ですが、我が国を取り巻く状況を概観するというところで3点書いております。

1点目は、国際社会の積極的な貢献、経済連携の推進など、国際社会における我が国の役割、課題が増大していること。

2点目には、我が国の総人口は2004年をピークに減少し、昨今いろいろな国ないしは民間からの報告書が出ていますが、今後さらなる減少が見込まれる中、地域によってはその機能を維持することすら危ぶまれているということ。

3点目には、東京一極集中の是正も進んでいるとは言い難いということ。これらのことから、我が国は20年前と比較しても今なお厳しい課題を抱えている、こうした状況の中でこれまでの改革の成果を生かし、国民のゆとりと豊かさを求めるという分権の原点に立ち返って、国が本来果たすべき役割を重点的に担う一方、地方は多様性が広がる中、地域の元気をつくり、住民サービスの質を向上させる必要がある、このため、「個性を活かし自立した地方をつくる」地方分権改革に取り組む重要性はますます高まっているということ、改めて今の時点での必要性や重要性を記述させていただいております。

2ページ目の、アンダーラインを引いた部分は、法案の動向を踏まえて更新したいと思っております。

3ページ目は権限移譲、規制緩和の定義を最初に行っているものです。

4ページ目で、提案募集方式に入りますが、国会の審議等も踏まえまして、従来からの課題への取組を明示しています。

5ページでは、改革の対象分野として住民自治と財政的な自主自立性の重点化を書いておりますが、やはり引き続き提案募集で権限移譲、規制緩和を行っておりますので、そのことも加えております。

6ページ、「ミッション～地方分権改革の目的」のところ、国の役割と地方の役割を書いておりますが、「国際社会における国家としての存立にかかる事務等」と記載してはいたのですが、丁寧に3つの事務を書くことにしております。

10ページの「(4) 改革の進め方」のところでも改めて「従来からの課題への取組に加え」ということを明示しております。

また、情報発信については、先ほども議論になりましたが、改革の成果を実感できるようにする必要がありますが、成果がかなり蓄積されてきたことと、分かりやすくということを書き足しております。

11 ページ、提案募集方式の導入についてはいろいろ議論がありましたし、地方分権改革推進本部決定や、先ほど御説明したことも踏まえて修正しております。

1 段落目が「本年から導入する」とした上で、2 段落目の「提案の対象は権限移譲又は規制緩和に関する提案とする。なお」ということで、この提案募集方式では取り扱わないのですが、国と地方の税財源配分ですとか、あるいは地方自治制度の中でも議会制度などについては、昨日始まった第 31 次地方制度調査会でも諮問事項になっております。そういった場で所管府省を中心に、政府としてしっかりと適切に取り組む必要があるということを書いております。

提案を受けた政府の対応としては、先ほど申し上げたようなことで、内閣府は「その実現に向けて関係府省と調整を行う。内閣府は、提案が出そろった段階で全体を整理し、特に重要と考えられる提案については地方分権改革有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議を行い、実現に向けた検討を進める」ということを書いております。

その下は少し省略させていただきまして、12 ページを御覧ください。上段の留意事項は省略させていただきますが、その次の「以上により、地方公共団体等からの提案に基づき具体の改革を推進する中であって、地方分権改革有識者会議において、個々の制度改正事項の優先度や制度間・政策分野間の整合性等について十分な調査審議を行うとともに、改革のあるべき全体像・将来像についても、議論を行うべきである」という部分は、前回の当会議において、勢一議員からアドホックなだけの改革にならないようにという御指摘がありましたので、これを踏まえて書かせていただいております。

その続き、「③『手挙げ方式』の導入」ですが、ここも地方懇談会などで議論があったものを踏まえて追記してはどうかということで、13 ページで、手挙げ方式の趣旨をもう少し明確にしました。3 行目、「従来、権限移譲に当たっては、国と地方の役割分担の明確化の観点から、全国一律に行うことを基本としてきた。今後もこうした考え方を基本とすべきであるが、一方で、地域における事務処理体制等に大きな差があることから、全国一律の移譲では改革が進みにくいものもある。このような場合、『手挙げ方式』の導入は、特に国から地方への権限移譲において、新たな突破口となり得る」ということで、特に国から地方としているのは、県、市町村間では事務処理特例制度もありますので、特に国から地方の場合、今回第一弾として自家用有償旅客運送などがありますが、その意味では新しい手法になってくるのではないかということを書いております。

1 段落飛ばしてなお書きですが、これは地方懇談会で議論が出ていますし、先ほど全国市長会からも意見がありましたが、「手挙げ方式を活用した結果、ある程度の広がりをもって移譲が進んだ場合には、国と地方の役割分担の明確化や住民の利便性の向上を図る観点から、全国一律の移譲に移行することを検討すべきである」ということを書いております。

「④政府の推進体制の整備」でございます。これも国会審議ですとか前回の会議でも御議論がありましたけれども、「既に常設のものとして設置・開催され、具体の成果を挙げている地方分権改革推進本部と地方分権改革有識者会議を活用すべきである」という文言を追記しております。

14 ページ、提案募集方式の御議論の中で内閣府がしっかりフォローするよという御意見もありましたので、なお書きで「地方分権改革は、内閣府の恒久的な事務として位置付けられており、内閣府としては、地方分権改革推進本部及び地方分権改革有識者会議の事務局として、改革を継続的かつ積極的に推進していくべきである」ということを追記しております。

「⑤効果的な情報発信」の部分は、先ほど申し上げたことを追記しています。

次の「(5) 改革を担う主体の役割」の 15 ページ「①国の役割」のところでございます。これについては義務付け・枠付けは必要最小限ということで、「規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）の推進」のところでも『立法の原則』の徹底」ということは書いてありますが、ここの役割の部分でも追記させていただいております。

16 ページの都道府県と市町村の役割のところですが、改革の成果を十分に活用すべきという議論は国会審議の中でも出ていましたので、改めて「都道府県は、これまでの地方分権改革の成果を十分に活用するとともに、地域の実情を踏まえて独自の取組を進めることが求められる」ということを都道府県の役割に書き加えるときに、市町村の役割にも同趣旨を書き加えさせていただいております。

18 ページの「2 具体的な改革の目指すべき方向」の中の「(1) 権限移譲」の中ですが、これも今、地方自治法の改正法案が審議中ですがけれども、連携協約、事務の代替執行などは改正の審議状況を踏まえて更新したいと考えております。

21 ページの税財源、補助金の部分では、補助条件の見直しは提案募集の対象としますということを示したものでございます。

それから、「(4) 重要な政策分野に関する改革」についてですが、海外調査結果の反映あるいは中間取りまとめ段階では道路・河川ですとか地域交通がまだ決着を見ていなかったもので、書き込んでいなかったものを今回反映させようというものです。

まず 23 ページを御覧ください。一番下の段落では、後藤議員と柏木議員に海外調査へ行っただきましたので、そのことを書いております。「土地利用制度について、我が国と歴史的な経緯や開発に対する基本的な考え方などに差はあるものの、特に都市と農村を区別せず一体的に行っており、また、国が基本的な方針を定めた上で、地方公共団体が土地利用計画の策定や開発許可等において中心的な役割を果たしている」ということで、こういった事例も参考としながら議論を進めていくべきだということの前より詳しく書かせていただいております。

24 ページの「②社会資本整備」ですが、これはこれまでの取組を書いております。まず最初に道路・河川・港湾の直轄事業の明確化、維持管理費に係る直轄負担金の廃止のこと。

それから、道路、公営住宅、都市公園などの基準の弾力化、その上でさらに直轄道路、河川の権限移譲について、昨年取りまとめた内容を書かせていただいております。中ほどでは、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」において移譲の対象範囲、移譲後の位置づけ、財源措置等に関する基本的な考え方が取りまとめられたことについて記載しています。これを受けて現在、個別協議が進んでいるところであり、協議が整ったものについては着実に移譲を進めるとともに、その結果等も踏まえて所要の財源措置を講ずるべきである旨、書き加えました。また、25 ページ最初の「なお」ということで、大規模災害あるいは老朽化問題を踏まえて地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行うということを書いています。

「③地域交通」についても、最初の段落ではこれまで必ずしも地方分権の取組は行われていませんでしたが、第2段落のところで地域交通部会の自家用有償旅客運送の成果を記述しております。

また、その次の段落では、先日成立した地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法により、地域の総合行政を担う地方公共団体が地域公共交通網に関する計画の策定主体に位置づけられたということで前進が見られますので、「地方公共団体としても少子高齢化が進展する中、更に重要性を増す地域の移動手段の確保に向けて、まちづくり・福祉等とも一体的に取組を進めていくことが重要である」ということを、書かせていただいております。

次に27 ページ、「④社会保障」の中で、これは従来から「従うべき基準」の論点が出ておりますが、今、社会福祉法人に対する指導監督権限は市まで下りていますが、施設の権限はまだ県に残っているので、事務執行上、県と市で連携をとらなければいけないというような問題点が残っています。ここは地方の意見も十分に踏まえながら、施設に関する権限を下ろすことの検討も必要だという問題提起をさせていただいております。

「⑤雇用・労働」についてはハローワークの求人情報をオンラインで提供する取組が今年9月から行われますので、費用負担の抑制も含めて書かせていただいております。

28 ページの「⑥教育」については、県費負担教職員等の事務・権限移譲のことを詳しく触れさせていただくとともに、教育委員会制度の見直しの点についても記載させていただいております。

30 ページ、「②情報発信の方法」のところでは、これも地方懇談会での御議論を踏まえて2つ書かせていただいております。改革の成果の活用、独自の取組の促進の観点から、地方の取組を一覧形式にして公表するなど、地方のインセンティブが高まるような情報発信の方策も検討すべきである。それから、国民・住民向けだけではなくて、地方公共団体の職員が地方分権の観点から自らの業務を主体的に見直す意識を高めるような情報発信を行うべきであるということも記載させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、本日は今、末宗次長から関連する資料を一通り説明していただいたわけですが、最後に御説明いただきました最終取りまとめに向けた論点整理案を中心に御議論を頂戴できればと思います。これは中間取りまとめを私どもが発表してから、その後、地方懇談会、それから、この地方分権改革有識者会議でも議論をいたしましたし、さらに海外調査にも行っていただいて、新たに付け加えるべき点を付け加え、修文すべきところ修文したところです。国会審議等々を通じて、これまでの取組は続けないのかという疑問も呈されましたので、少し明示的に書いたほうが良いということで追記しています。これらについて御意見をまた頂戴できれば、さらに精緻なものにしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

古川議員、どうぞ。

(古川議員) 中間取りまとめ以降、さまざまな機会でごられた知見や御意見をしっかりと踏まえた最終取りまとめの案になっており、事務局を始め、関係された方々に感謝申し上げます。

そうした中、さらに良いものにしていくという観点で、大きく4点ほど意見を述べさせていただきます。

まず1ページ目、これは末宗次長からもお話がありましたけれども、非常に力強い柱書きが加わっていることについて、私も賛成です。

ただ1点、強い意見ということではないのですが、この一番最後のところに「このため、『個性を活かし自立した地方をつくる』地方分権改革に取り組む重要性は、ますます高まっている」と書かれておりますが、地方分権の推進に関する決議から20年を超えている今、「取り組む重要性」と書くよりは、「実現する重要性」などとして我々の気持ちを出したほうが良いのではないかと考えます。新藤大臣にもこれだけ取り組んでいただいているわけですので、きっちり成果を出していくという雰囲気が出たほうがよいのではないかと思います。

3ページ、これは意見というよりは確認ですが、「第三に」ということで、「地方に対する事務・権限の移譲（以下「権限移譲」という。）」や、「地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいい、以下「規制緩和」という。）」というように、ここで「権限移譲」「規制緩和」という言葉を定義しているので、以後そういう意味として使われているのだと思います。

それを前提として見ていったときに、11ページにある「②『提案募集方式』の導入」の部分で、ここを細かく書くことについては、賛成ですが、資料4の1ページ、「2 提案の対象」に「従来、委員会勧告に基づき推進してきた、以下の項目に関する提案を対象とする」と書いてあるのです。これを普通に読むと、この「推進してきた」の後の「、」がなければ、「委員会勧告に基づいて推進してきた以下の項目に関する提案」ということになって、この事務・権限の移譲や規制緩和のうち、委員会勧告に基づいて推進してきたものを対象にしているというふうに読めてしまうのです。しかし「、」が入っているということは、そ

いう意味ではなくて、これはこれまでずっとやってきたんだということを我々に教えてくれているのだろうという感じに読めます。

さらに参考資料1は、地方分権改革推進本部が決定した資料ですが、ここには「2 提案の対象」として「提案募集方式における提案の対象は、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る事項とする」と単純に書いてあり、制限的に映るような記述はなく、制限しようという意図はないように思えます。したがって、11ページの表現だけ見ていると勘違いされそうな表現にも見えるので、ここは前の部分を取ったほうが良いと考えます。

先ほど申し上げたように、定義はきちんとなされているので、特に裸で書いても、意味が広がりすぎることはなく、あえて書かなくてもよいのではないかと思います。

資料7の12ページに提案募集方式の留意事項が書いてありまして、非常にいいことが書いてあると思いますし、地方懇談会などで出された意見なども反映されていると思います。しかし参考資料1の提案募集の実施方針には、2ページ目の一番上、2の(3)に書いてあるのですが、こちらの最終取りまとめに向けた論点整理案に入っていない事柄として、「現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とする」という文言があります。

ほかの項目については、留意事項として比較的取り上げられているのですが、これだけ外れています。この項目は、地方懇談会でも非常に反応がよかったと思いますし、本部決定でも含まれているものですから、それであればここに入れたほうが良いのではないかと考えます。

13ページ、14ページのところは、意見というよりも確認ですが、「④政府の推進体制の整備」では、地方分権改革推進本部と地方分権改革有識者会議を「既に常設のものとして設置・開催され」と書いてあり、期限が決まっていないため常設という位置付けなのだろうと思うのですが、これは常設と理解してよろしいのでしょうか。

同じく14ページに、「地方分権改革は、内閣府の恒久的な事務として位置付けられており」と書いてあり、これは内閣府の事務の中で特に期限を区切っていないので恒久的と書いていると思うのですが、それは内閣府設置法なり、法令上でそれが読めるのかということについて、教えていただければと思います。

大きなところは以上で、最後に気になるというほどではないのですが、27ページ「⑤雇用・労働」の項目に、オンラインで求人情報の提供が行われることが記載され、私も非常に高く評価をしています。現在、厚生労働省においては求人情報、つまり企業がどうい  
人を欲しがっているかという情報だけではなくて、Aさんという人がどうい  
仕事をしたいと思っているのかという求職情報を、優良な民間企業には提供しようということを検討  
していると伺っています。

いい民間企業に対してはそのような情報を提供するという感じになっているみたいなのですが、私が気にしているのは、その「民間企業」の中に地方自治体が入っているかどうか

かということです。この点について、この取りまとめの中に記載するのがいいのか、あるいは小早川先生が部会長をされている雇用対策部会の場で検討していただくのがいいのかわからないのですが、そのようなことについても考えておいたほうがいいのではないかと考えた次第です。

すみません、長くなりましたが、以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

(末宗次長) それでは、御質問に答える形でお願いします。

(神野座長) では最初からいきましょうか。1 ページ目の「地方分権改革に取り組む重要性」という表現はいかがでしょうか。

(末宗次長) 表現を強くしていくということですね。

(神野座長) ただ、「実現」がいいかどうかは考える必要があると思います。つまり、ここで完成して終わりというわけでもないのに、ここに書くのであれば、これまでの成果をうまく活用しながら、次のステップへ進めていくというニュアンスをうまく反映するような言葉ということですね。「進める」でいいですか。

(新藤大臣) そうでなければ「推進する」はいかがですか。

(神野座長) それでいいですか。「実現」だと少しニュアンスが異なるかもしれません。

(古川議員) ありがとうございます。「推進する」でいいと思います。

(神野座長) それから、次が 11 ページです。

(末宗次長) これは古川議員がおっしゃったように、「従来、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき実施してきた」の後の「、」に意味がありまして、これまで行ってきた権限移譲、規制緩和を対象とするという意味なので、今となればこの記述は不要とも言えると思います。現に地方分権改革推進本部決定ではあえてそういうことは書いていなくて、これまで行ってきたこの項目を対象とするという趣旨で書きました。逆にこの記述があると従来の勧告の内容に縛られると読まれるのだとすると、要らない表現であると思います。

先ほど説明を省略して恐縮だったのですが、12 ページは留意事項を 3 つ書いておりまして、古川議員がおっしゃるように抜本見直しを対象とするというのも大事な論点です。実は原案では、特に各府省の間でも議論があったところを中心に書いたものです。御指摘の内容は入れたほうがいいと思いますので、追加したいと思います。

13 ページの下から 3 行目の「既に常設のものとして」というのは、御指摘のとおり地方分権改革推進本部と地方分権改革有識者会議は期限を設定しないで設けたもので、現政権になってから即座に立ち上げていますので、そのようなことを明確にしたという趣旨です。

14 ページの上から 4 行目の「内閣府の恒久的な事務として」というのは、これは丹羽委員会のときは、設置の根拠となる法律が時限で、内閣府設置法上も附則だったのですが、今回は本則で書かれているので、先ほど申し上げました地方分権改革推進本部と地方分権改革有識者会議と平行な形で恒久的な事務だということを書かせていただいております。

6点目として、27ページの求人情報の点については、御指摘のように求人情報だけでなく、求職情報の提供についても今、厚生労働省で検討中と聞いておりますし、これは民間企業だけではなくて、地方公共団体も同じように俎上に乗せて議論されていると聞いていますので、その上で記述するかどうかは検討いたします。

(古川議員) わかりました。

(神野座長) それでは、それでよろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。森市長、お願いします。

(森議員) 13ページの最後の3行ですが、この会議で最終取りまとめ案をまとめるわけで、自ら自分たちを「活用すべきである」と言うのは、何となく私の言語感覚から言うと恥ずかしいように思います。「国において～この会議を活用すべきである」と言っていますね。

(末宗次長) 確かにそういう感じもあるのですが、最終的には有識者会議の報告書をいただいて、内閣府が報告するというのも考えていますので、そういう形でもよろしいのではないかと思います。

(森議員) それならそれで結構です。

あと、全くの意見ですが、本日のヒアリングの意見なども聞きながら思ったのですが、13ページの5行目「一方で、地域における事務処理体制等に大きな差があることから」、手挙げ方式が必要であるというくだりは、活字にする必要はありませんが、気持ちの上では私としてはこれは変えてほしいところです。このために市町村合併を頑張ってきたんだという思いがあるので、「自分のところは合併しなかったから体力がないんだ。だから何とかして欲しい」という論理は、私の立場からすると少しおかしいと思います。

地方分権の受け皿になれるように、権限移譲の受け皿になれるように体力をつけようということが、市町村合併推進の背景だったという認識でいますので、その意味でこの書きぶりというのは直してほしいと思います。離島などで合併できなかったところは仕方ないけれども、自分たちの意思で単独を維持してきたところが、事務量が膨大過ぎると言う論理は先ほどの話を聞いていておかしいのではないかと感じていたところです。特に新潟市のように、14市町村で合併して政令指定都市をつくり上げていったところの隣接の自治体が、事務量が多くてやっつけられないという論理は少しいかなものかと思っていました。

こういったことも含めて、きちんとした能力をつけようということが市町村合併だったのではないかと思いますので、「地域における事務処理体制等に大きな差があることから」ときれいに書いてありますが、この文言はそういう趣旨も含めて読み込んでいきたいと個人的には思いました。意見です。

(神野座長) 小早川議員、どうぞ。

(小早川座長代理) 幾つかありまして、その中で特に今の点、13ページの5行目「地域における事務処理体制等」というところは、私も、森議員と別の意味で引っかかりました。

私はまず、手挙げ方式についてのこの書き方全体が、結局、全国一律の事務・権限移譲が最終目標であるということが、少し強く出過ぎているという気がします。

その観点から、先ほどの聖籠町長の肩を特別持つつもりはございませんが、今まで全国一律というものが強く全体に出過ぎていたのではないかと思います。事務の種類、性質、地域の特性によって全国一律の移譲が難しく、中核市、特例市というような輪切りのシステムにもなじまない、先ほど人口による区分の目安の話がありましたけれどもそれでも拾えない、そのような地域特性というものがあって、そういうものをうまく飲み込めるようなシステムとしても、この手挙げ方式というのは非常に重要な、画期的な意味を持っているのだと思うのです。そういうつもりでここを読んでおりましたので、それだったら、全国一律になりにくい理由として、事務処理体制等に差があるということだけを言うのはおかしいだろうというのが、一つ、私が思っていたことです。

それを逆のほうから森議員は、事務処理体制等を理由として一律でなくていいんだと言い張るのはおかしいということをおっしゃって、なるほど私はそれは全くそのとおりでと思いました。ですから私としてはここに、その表現はいろいろ御意見があるかと思いますが、この「等」の中に入ると言えばそれまでですが、「地域特性」というような言葉を入れていただいて、全国一律にも限度はある、そこに手挙げ方式の意味合いが一つあるのだというように、全体の表現を仕立てていただけるとすんなりいくかなという気がいたしました。

ほかの点についても、幾つか申し上げます。

古川議員から1ページの最後の部分で表現ぶりの指摘がありました。私もそこは全く賛成です。その前段で、地方分権改革を進める重要性が今ますます高まっているということと訴求力をもってアピールしている部分ですが、この書き方は少しよくわからないところがあります。先ほど御説明がありましたように、「ここで改めて」というところから3つ挙げているわけです。一つは国際的な関係で国の役割が増加していること、もう一つは、人口減少で地域によっては機能を維持することが危ぶまれるということ、三つ目が東京一極集中が相変わらずあるということなのですが、この三つから地方分権改革の実現がさらに必要になっていることがストレートにはつながらないのではないのでしょうか。特に一つ目のところがどうもあまり結びつかないのです。二つ目、三つ目については、状況はむしろ難しくなっているということもあるけれども、そのような中で住民にとって本当に必要な行政サービスを責任を持って行っていくための体制として、ここで頑張って、地方分権改革を進めていかなければいけないのだという書き方になるのではないかと思います。

今すぐどういふふうにと御提案はできないので申し訳ありませんが、かなり強い感想であります。それが一つ。

次は6ページの、国が本来果たすべき役割について詳しく書いた部分ですが、ここは今回の修正は詳しく書き過ぎであって、こういう書き方になると、国に残すべきものはたくさんあるというふうに読めてしまいます。むしろ、今回付け加わった項目のうち、二つ目

と三つ目の二つを主張しあるいは口実にして国が頑張っているものが多いか、それを乗り越えるのが今後の課題であろうということだと思います。ほかのところでは、権限移譲をもっとやらなければいけないということを行っているのは、その意味です。ですからバランスとしてこれではちょっと後ろ向きに偏り過ぎているという気がしましたので、もう少しさらっと書き直してはどうかと思います。

13 ページ下から3行目の「常設の」というのは私も引っかけました。普通「常設の」と言うときまさに恒久法で定められているという意味ではないでしょうか。ですから先ほどの内閣府の事務として恒久的に定められているという点はいいと思いますけれども、地方分権改革推進本部と地方分権改革有識者会議について常設という言葉はやや違和感があります。

15 ページ、これは修正意見ではありません。下から3行目、「『立法の原則』の徹底により」ということを今回わざわざ入れていただいたのは大変結構なことだと思います。それにしてもこれは「地方分権改革の総括と展望」という文書に載るだけであって、立法原則そのものが閣議決定の対象になるということでもないのだろう、そこはやはり、将来に向けて頑張って、義務付け・枠付けを将来増やさないための何らかのがっちりした仕組み、道具立てを今後さらに考えていく必要があるのだろうと思いました。

また、30 ページでは、情報発信のところで付け加えていただいたのは大変結構だと思いますが、ただ、これは表現だけの問題かもしれませんが、特にこの、職員向けの部分で、「地方公共団体の職員が地方分権の観点から自らの業務を主体的に見直す意識」という表現になっていますが、「地方分権の観点から」というと、権限をよこせという面が強く出過ぎるのではないのでしょうか。究極の目的は地方分権ではなくて、地方分権によって住民により良い行政サービスを行うということだと思いますし、地方公共団体の職員もそこを見据えて意識をしっかりと持ってもらい、今まで人任せにしていたものを、そうではなくするということだと思います。「地方分権の観点」ではなくて、「地方分権等の観点」にしていただければ最小限の手直しにはなるとは思いますけれども、もう少し、本当に大事なところをきちんと表現できるような言葉があればいいと思いました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

いずれにしても森議員からも小早川議員からも指摘された13ページ5行目の「一方で、地域における事務処理体制等に大きな差があること」はいろいろ論議があるかもしれませんが、少しぼかすということで、いかがでしょうか。

(末宗次長) 事務処理体制だけではなくて、地域特性の視点を追加するというのが1つの解決策かと思います。

(神野座長) ただ、小早川議員の意見は、地域にそれぞれの多様性があるって、それを活かしていこうというような極めて抽象的なレベルで書いたほうがいいのではないかという御意見です。違いましたか。

(小早川座長代理) いや、私は地域特性ということを入れていただければ、それで90%

満足しますけれども、他方、事務処理体制という言葉が残ると森議員は御不満だろうと思いますし。

（森議員） 全然違います。これで十分読めると思っています。

（神野座長） 地域特性を加えるということでもいいですか。それでは、そのような形にしましょう。

それから、もう一つ、1ページと6ページが関連するのかもしれませんが、最初のところは、国の権限を限定するという意味で国際的な事務に限定するのだけれども、国際的な存立の基盤にかかわる仕事はかなり大きくなってしまっているから、もっとサポートを必要とするので、内政面は地方に大きく移すという趣旨で書いているのですね。

（末宗次長） おっしゃるとおりです。そういう意味では国際問題が増えてくるので、内政の面では、国は本来果たすべき役割に重点化して、地方が元気を出して欲しいという論旨です。

（神野座長） だからその代わり国家統一的な移譲とか、内政面の介入までは少しぼかしたほうがいいのではないかということですね。

（小早川座長代理） はい、そうです。

（神野座長） そこと書きぶりを合わせるのであれば、内政面についてはかなり地方に任せるといことなので、あまり具体的には書かずにぼかそうという御提案ですね。

（小早川座長代理） 後半のほうはそうです。それから、今、1ページについて末宗次長が言われたことはわかりますが、そうであれば中間項が足りないですね。国が取り組むべき国際的な問題が増える、他方で行政はしっかりやっていかなければいけないのだけれども、国はそこまで手が回らないことになるということですね。

（神野座長） いかがでしょうか。これは少し文言を考えるとということと、後半のほうはあまり具体的に書かずに、もう少しぼかして書かないと、逆にこれを利用してしまっているのではないか、この論理で何でもできてしまうのではないかという御趣旨ですね。これは全国統一的にやらなければいけないのだというふうに言われると困るので、あまり具体的には書かずに、むしろ国際社会における国家としての存立にかかわる事務ということで、もう少し抽象的にぼかしたほうがいいということですね。

（小早川座長代理） はい。ただ、この修正は恐らく、中間取りまとめでは地方自治法に挙げられている三つの事務のうち一つしかないのではないかと踏まえたものだと思います。それはそれで形式的には強い意見だと思いますが、そうであれば、国家としての存立という部分もなくしてしまって、「国が本来果たすべき役割を重点的に担う」だけでわかるのではないのでしょうか。

（神野座長） いかがですか。

（末宗次長） すみません、ここは、地方自治法に挙げられている3つの事務を中途半端に一つだけ記載していたので、正確を期したほうがいいのかという意図ではあったのですが、先ほどの1ページと比較すると国の事務、特に二つ目、三つ目を足がかりにして、

国の事務が増える傾向を助長するのではないかという御指摘でありますので、もう少し簡単に書くことを考えます。

(神野座長) それは事務局で単に3つ書いたということであるとすれば、特にそこを書かなくても、当然のことながら「国が本来果たすべき役割を重点的に担う」と書いてあれば読めるのではないかということでもいいですか。

(森議員) そうだとすると13ページ上段の最後の4行で、「ある程度の広がりをもって移譲が進んだ場合に」は全国一律に移譲を進めることが望ましいと書いてあるわけです。これも、本来は全国一律なんだという主張が少し強く感じられます。

(末宗次長) 確かに、地域特性によって最終的にばらつきがある形態もあるという論点を小早川議員におっしゃっていただいたのですが、これは特に地方懇談会で出てきた議論で、事務処理特例で一部の市町村だけに事務・権限が下りて、一部の市町村には下りていないとなると、やはり少し混乱が生じていることがあります。かなり事務が下りているのであれば、もう全面的に身近なところへ下ろしたほうがいいし、事務分担の明確性という観点からもはっきりする。この事務は同じ県内でも県庁に行かなければいけない地域と、これは市町村役場に行けばいい地域があるとわかりにくいのではないかという御意見がそのときもあったものですから、このように書かせていただいたということではあります。

(神野座長) 小早川議員、よろしいですか。最終形として、全国一律に移譲を進めることが理想であるというような考え方についても御意見がありましたらどうぞ。

(小早川座長代理) 全国一律で移譲できるものであれば最終形としてそうなるのは望ましいという点については、私も全くそのとおりと考えます。しかし果たして全ての事務がそうなのだろうかと思いました。

(森議員) わかりました。

(神野座長) よろしいでしょうか。あるいは何か少し読めるように変えますか。

(末宗次長) 例えば「事務の性格に応じ」と加えるなど、今の議論を含めて考えます。

(神野座長) 「全国一律の移譲」の前に何か枕詞を加えましょう。

また、「常設」の部分については、適切に間違いのない表現にしていただければと思います。

(小早川座長代理) 「常設」というのも法律用語ではなく、日常用語ですのであまりうるさく言うこともないかなとは思いますが、でも普通は使わないのではないのでしょうか。

(新藤大臣) これは、国会の委員会質疑の中で、せっかく地方分権改革を推進するならば法律を作り、以前の地方分権改革推進委員会のような組織をつくるべきだというような意見が出たときに、過去の委員会は時限の設置であったけれども、今の体制は現に常設できているということを説明しました。そういう意見があったために、それに対する意識が強まってこのような記述になったということです。意識していない方にはさしたる問題ではないと思います。

(神野座長) では、そのまま残しても、これが法律用語でないのであればいいですか。

(小早川座長代理) そこは直すのが大変だということであれば、これで結構です。ただ、今も大臣が言われたところですが、今までと設置の仕方が違うというのは、要するに仕組みをきちんとつくって、提案募集方式なり手挙げ方式なり、そういったものもずっと行っていくし、それを支える組織を政府部内できちんと整えていくということだと思います。したがって、もちろんこの有識者会議を早くやめたいという思いは決してありませんが、地方分権改革有識者会議を常設にするというところに独自の意味があるわけではないですね。全体の仕組みとして改革をずっと継続していくんだという意味ですよ。

(新藤大臣) 今は期限を設けず、時の内閣の大臣の方針で位置付けられていますので、内閣がやろうと思えばずっと続きます。また、この会議をどのような会議にしていっていいかは、御意見を頂戴しながら運営していきますが、いずれにしても大臣として決定をすれば、それがまた常設になるということであり、こうした位置付けとして設置されているということをはっきりさせたいと思っています。

(神野座長) よろしいですか。

あとは何か残っていますか。

(小早川座長代理) 最後の 30 ページ目です。

(神野座長) 上から 5 行目の地方公務員の意識啓発に関する記述ですね。

(末宗次長) 30 ページは、小早川議員から権限移譲の意識が強くなってしまいうように読めるという御指摘だったのですが、事務局の考え方としては、ここでいう地方分権の観点というのは自主性、自立性を発揮するという趣旨であって、権限を移譲せよという趣旨ではありませんでした。

(小早川座長代理) 私も今、修正案としては「自主的」という言葉を使ったらどうかと思っておりました。

(神野座長) 主体的で自主的というニュアンスを出したいということですか。

(末宗次長) 「行政の自主性を発揮する観点から」などでしょうか。

(小早川座長代理) そうですね。ただ「自主性を発揮する観点から」だけでもいいかと思いますが、「地方公共団体の自主性を発揮する観点から」ということになるのでしょうか。

(神野座長) それはそれでよろしいですか。どうもありがとうございました。

ほかいかがでございましょうか。勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) 重複になりますが、13 ページで既に御意見があった手挙げ方式の理由の部分に、地域特性の点は、私もぜひ入れていただきたく、むしろ地域特性を先に書いていただきたいと思います。自家用有償旅客運送の制度を検討した際に議論をいたしました、全国一律では進まないところで、どこが移譲を求めるのかについては、やはり地域特性が一番大きいだらうと考えています。現在、地方自治法の改正案が国会に提出されておりますが、そこに盛り込まれている連携協約制度も同じように地域の多様性をくむという形で、オーダーメイドの仕組みを取り入れようとしているところです。その制度とも親和的な発

想だと思いますので、そこはお願いしたいと思います。

あと1点、11ページの提案募集方式の導入のところで、アンダーラインがついている「『提案募集方式』における提案の対象は」ということで、先ほど古川知事から御指摘があったところの後にある、なお書きの箇所です。この内容は非常にもったもなのですが、提案募集方式と直接関係あるのだろうかというのが気になりました。これはどこか別のところに書くなどした方がいいのではないかと思いますので、御検討をお願いいたします。

(末宗次長) ここになお書きであえて書いたのは、権限移譲と規制緩和しか今後やらないかのように思われるといけないので、それは所管省がありますし、税制調査会とか、あるいは地方制度調査会などもありますので、それもきちんとやるんですという趣旨です。先ほども地方六団体ヒアリングの中で、税財源はやらないのではないかという御指摘があったので、それはこの方式には乗らないけれども、取り組むんですということをここに書いたほうが、誤解がないだろうと思って書かせていただいたという意図です。

(神野座長) ほかはいかがでしょうか。

(谷口議員) 時間が押していますので、短く言います。

まず1ページ目の真ん中の「ここで改めて」で始まるパラグラフの最後の「2004年をピークに人口減少に転じ」というところが、脅しが過ぎるのではないかと思います。要は今、自治体の存亡すら危ぶまれている状況で、行政サービスの水準を維持するためには自治体を集約化しなければいけないかもしれないとか、いろいろなことが既に検討されている一方で、自治体の自治を頑張れという、若干矛盾したメッセージを伝えるのではないかという印象です。本当に危機の状態にある中でまた自治も頑張ってもらおうというのも厳しいので、やや柔らかめの表現にするなり、例えば「人口減少にかかわらず、少子高齢化に対応して行政ニーズがより多様化・増加しているため、地方公共団体の足腰をより強くしなければならない」とか、自治体が危機にあるというのも世間で大分認知されてきているところなので、自治体が危機にあるから地方分権だということのつながりを柔らかくしたらいいのではないかと思います。

もう一つは、11ページの「『提案募集方式』における提案の対象は」の定義のところで、「権限移譲又は規制緩和に関する提案とする」というところで、「国から地方自治体への」というように定義があったほうがいいのかと思います。つまり権限移譲だと水準の違う自治体間、都道府県から市区町村へという権限移譲があると思いますので、自明ではありませんが、今回の手挙げ方式に関しては、国から地方自治体への移譲であるということが定義の中にあるといいという点です。

最後に13ページの御議論のあったところですが、最後の行で地方分権改革推進本部と地方分権有識者会議が並列されていますが、関係者以外が読むと、この2つはどのような機能の違いがあるのかがわからないというか、目的などが並列されているので、もう少し期待されている機能や役割を記載すれば、そういう組織が存在する意味が伝わっているのではないかと思います。

以上です。

(神野座長) これはほかのところに出てこないですか。

(末宗次長) 8ページ、「アプローチ～改革の推進体制」の2段落目にあります。

(神野座長) 余り重ねて冗漫になるといけないので。

(谷口議員) それで結構です。ありがとうございます。

(神野座長) それから、最初のほうの御指摘ですが、前半と後半のつながりが弱いという側面と、丁寧に書くと長くなるという側面があります。意図としては、人口減少で非常に危機的な状況になっているのだけれども、だからこそ地域で子供を産み育てていく必要性などが高まっているから、地域社会をつくり直さないといけないということを言いたいわけですね。

(末宗次長) 今の谷口議員の御指摘と先ほど小早川議員から中間項が飛んでいるという御指摘も含めて、もう一回、整理をしたいと思います。

(神野座長) そうですね。懇切丁寧にどこまで説明するかは考えなければなりません、中間的な論理を入れておいたほうがわかりやすいかもしれません。

(小早川座長代理) 今の点で先ほど言おうと思っていたのですが、人口減少によって、「地域によっては『その』機能を維持することすら危ぶまれている」の「その」が何を指すのかというのが最初から気になっていました。

自治体が機能を維持することが危ぶまれているというふうに読んでしまいますと、その自治体に頑張れというのは、瀕死の病人に対して頑張れと言うようなことになってしまって、どうもしっくりきません。そうではなくて、「その機能」が「地域として必要な機能」を指すというふうに、制度より実態に一步下がった捉え方をすれば何とかなるのでしょうか、結局、「その」が何を指すかということだと思うのです。

(末宗次長) おっしゃいましたように、自治体だときつ過ぎるので、これは地域または、地域社会といった少し幅広のつもりではあったのですが、もう少し今までの御指摘を踏まえて検討します。

(神野座長) あとはよろしいですか。

生産的に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。これから、私の一任で修文させていただいたものを議員の皆様方に見ていただくなど、事務局の感覚としてはいかがでしょうか。

(末宗次長) 今いただいた御意見を踏まえて直しまして、大臣、政務官、座長と御相談した上で、早めに案にした形で、いずれにしてももう一回は御議論いただきたいと思いません。大体まとまっていれば次回のところで収束できるのではないかと思います。

(神野座長) では、大体予定どおりに進めますが、今、御議論いただいた内容で対応するということがよろしいでしょうか。またもしも何か問題点などがあれば私を通じてでも構いませんので言っていて、問題点を共有する機会をとって議論したいと思いません。

ほかに御意見がなければ、これで終わりとしてよろしいでしょうか。それでは、最後に

新藤大臣から一言お願いします。

(新藤大臣) 先生方には時間を超えて熱心な御議論をいただきまして、本当に有り難く、いつもながら御尽力に御礼を申し上げます。

もう既に最終取りまとめの検討段階まで来ましたので、私とすれば本当に今回の有識者会議の成果は大きなものがあつたと、改めて感謝申し上げたいと思います。既に国会において第4次一括法案の審議も入っておりますが、その中で有識者会議で出たフレーズを私の答弁の中で使わせていただいております。

また、昨日、第31次地方制度調査会が始まりました。安倍総理からの諮問の枕詞として、最初に私どもが作ったミッションである「個性を活かし自立した地方をつくる」という文言が出てきます。その目的に向かって、人口減少社会における大都市圏及び地方の都市制度をどのようにつくるかというのが今回の諮問のメインでありますから、これはまさに先生方の成果です。

今回の提案募集方式では、地方分権改革に係る調査の関係では初めて回答・集計方法を電子化しました。電子化といってもメールで送ってもらうというのではなく、私どものサーバーで一括して受けとめますから、一括集計ができ、応用することができます。こうした意味で、真の電子自治体の実現のためにまず「隗より始めよ」でやろうということです。また、総務省の地域の元気創造プラットフォームのシステムを活用しているので、経費もかかっていません。これは、地方自治体における Windows XP の使用状況を調査した際にも使いましたが、それまでであればいちいち職員が手作業で点検して、中には紙や FAX で送られて来るものを打ち直して、集計に2週間以上かかっていたようなものが、理屈で言えば1秒で全国集計ができるのです。また、今までであれば、国がやることは市町村に対しても必ず県を通していたものが、全部省けて一括管理できるわけですから、そういった意味でも地方分権改革推進有識者会議での御提言が、どんどん新しいほうに展開しているということです。

皆さんにぜひお願いしたいのは、6月30日に開催予定の第1回地方分権改革シンポジウムについてです。もしお時間が許されれば、私が御紹介をさせていただきますから、ぜひ先生方にも御出席いただき、華を添えていただければ有り難いと思います。今や安倍内閣のメインイシューは、TPP や集団的自衛権とあわせて地域の活性化です。アベノミクスの成果を全国津々浦々に届けるためにも、また、日本の経済を持続可能なものにするためにも、地域の活性化はメインイシューとなつていまして、それを支えるのが分権だという整理になっているわけです。この間、私が総理に出席をお願いしまして、今、日程調整をしていただいているところですので、この地方分権改革シンポジウムもぜひ意義あるものになりたいと願っております。ここで総理が自らここにお出ましをいただくことが極めて我々の姿勢を示すことにもなります。

先ほど取組ではなくて実現するんだというお言葉もいただきましたが、まさにそのとおりであります。強い意思と覚悟を持って、必ず成果を出す取組にしていきたいと思つています

ので、引き続きよろしく申し上げます。

また、これからいろいろと提案が出てくるとは思いますが、先生方に御苦勞をおかけすることになります。よろしく申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、先ほど次長からもお話がありましたが、次回の会合は6月6日金曜日に開催する予定でございますので、御承知おきください。

「地方分権改革の総括と展望(最終取りまとめ)」の内容その他については、先ほど御了解いただきましたように案文を出していただいて、検討していただきたいと思っております。

それでは、以上をもって本日の有識者会議を終了いたします。大変生産的な御議論を頂戴いたしましたことを重ねて感謝する次第です。どうもありがとうございました。

以上